

(参考資料 1)

参考事例

1. 「消費者」・「事業者」概念の在り方

事例1. 消費者契約法検討会報告書¹ 裁判例【24】

裁判例	平成 24 年 3 月 27 日 東京地裁 平 22(ワ)38195 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆被告から不動産投資を勧められて 2 件の不動産を購入した原告が、後に同不動産の価格下落が判明し、また、被告から重要事実について不実の事実を告げられ、かつ、断定的判断の提供をされたなどと主張し、消費者契約法 4 条等による本件不動産売買契約の取消しなどを求めた事案において、被告は、本件各売買契約締結の際、重要事項である本件不動産の客観的な市場価格を提示しておらず、非現実的なシミュレーションを提示し、原告に月々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させるなど、消費者契約法にいう重要事項について原告に不利益となる事実を故意に告げなかったため、原告はそのような事実が存在しないと誤認し、それによって原告は本件各売買契約を締結したものであるから、同法 4 条 2 項による取消しが認められるとして、原告の請求を全部認容し、既払金から原告が受領した家賃等を控除した差額である約 4700 万円について、被告に支払を命じた事例

判示内容
言及なし（争点とならず）

事例2. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【1】

[相談事例]

盗聴器を探して取り外すサービスのフランチャイズ契約を締結した。そのために必要な機器を 100 万円で購入し、業者認定の漏洩士を取得し、毎月 12000 円のロイヤリティを払っている。大手引越業者と契約しているため仕事はたくさんあるので、月 30 万円以上の収入は確実であると説明されたが全く仕事がない。返金してほしい。

¹ 消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書」

事例3. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【9】

〔和解（示談）事例〕

贈答品販売事業のフランチャイズ契約

退職後商売を始めようと相手方と契約を締結した高齢者（男性）

詐欺、錯誤、説明義務違反を主張

最終的には裁判上で、相手方からの 140 万円程度の売掛金請求を支払わなくても良いものとするゼロ和解が成立。

事例4. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【128】

裁判例 平成 16 年 10 月 7 日 大阪簡裁 平 16(ハ)2169 号

出典 ウエストロー・ジャパン

要旨 ◆原告との間でデジタル回線システムにおける電話機及び主装置一式のリース契約を締結した被告に対し、原告がリース料の支払を求めたところ、被告が、本件リース契約は訪問販売業者の虚偽説明により締結したものであり、消費者契約法 4 条に基づく取消等をしたなどと主張して支払につき争った事案において、本件事情の下では、本件リース契約は消費者契約と認められること、本件業者と原告は提携関係にあり、本件業者はその交渉の一切を任されていたと認められること、本件業者の虚偽説明により本件リース契約等を締結したとする被告の証言が信用できることなどが認められるから、本件業者の不実告知の事実をもって、被告は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号により、本件リース契約の申込みの意思表示を取り消すことができ、現に取り消したとして、原告の請求を棄却した事例

判示内容

電話施工契約の対象となった電話機等の設備は、事業所を対象とした本格的なデジタル回線システムであり（乙 3）、甲 1 号証によれば、本件リース契約は、被告が個人事業者として契約する形式が採られているが、被告は、既に平成 15 年 3 月 8 日、それまで営業していた塾を廃業していた（乙 2）。被告が甲 1 号証の個人事業者欄への記載をしたのは●●●の勧めに従ったものである（被告本人）。なお、本件リース契約が個人契約であることについては、原告もこれを争わない。

事例5. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【4】

〔相談事例〕

販売会社Aの販売員が来訪し、盗聴防止用として電話機等のリース契約を勧められた。「収入が少ないので高額な支払いはできない」と何度も断って「帰ってほしい」と伝えたが応じてもらえなかった。根負けしてリース会社との間で、月額約2万円、84カ月間の電話主装置と電話機の契約をした。その際、自宅玄関に掲げていた寺の名前で契約した。しかし、寺は亡くなった弟が生前家庭内で仏像を拝むだけのものだった。電話機を設置した当日から解約を求め続けたが応じてもらえなかった。新しい電話機の使い方もわからないため、もとに戻してほしいと連絡をしたところ、約1週間後、再び販売会社の販売員が自宅に来訪し、契約した電話主装置と電話機を取り外した。そのため、それ以降は以前から使用していた黒電話を使用してきた。解約したい。

事例6. 東京地判平成20年7月29日（※特定商取引法の適用が問題となった事例）

裁判例	平成20年7月29日 東京地裁 平19（ワ）11968号・平20（ワ）12810号
出典	判タ1285号295頁
要旨	◆原告が被告に対し、電話機のリース契約に基づいて、リース料残金の支払を求め（本訴）、被告が原告に対し、上記リース契約についてクーリング・オフの権利を行使したことにより既払リース料金相当額の返還を求めた（反訴）事案において、特定商取引法26条1項1号の趣旨は、特定商取引法が消費者保護を目的としているものであって、契約の目的が営業のためのものである場合には適用を除外したことにあることからすれば、「営業のために若しくは営業として」する取引か否かは、契約の形式だけでなく取引の実態からも判断すべきであるとし、被告の事業実態からすれば営業のために締結されたものとはいえないとして、原告の請求を棄却し、被告の反訴を全部認容した事例

判示内容
特商法26条1項1号は、売買又は役務提供契約で、その申込みをした者が「営業のために若しくは営業として」締結するもの又は購入者又は役務の提供を受ける者が「営業のために若しくは営業として」締結するものに係る販売又は役務の提供については、いわゆるクーリング・オフ等に関する規定を適用しないと定めるところ、その規定の文言等からも明らかなとおり、その趣旨は、特商法が消費者保護を目的とするものであることから、契約の目的、内容が営業のためのものである場合には適用除外とし、事業者が営業活動に関連して行う取引については、私的自治又は業界の商

慣習に委ねるのを相当とするというものであって、仮に申込みをした者、購入者又は役務の提供を受ける者が事業者であっても、これらの者にとって、「営業のために若しくは営業として」締結するものでない販売又は役務の提供については、これを特商法の適用対象外とするものではないと解するのが相当である。

そうすると、「営業のために若しくは営業として」する取引か否かは、契約書の契約名義などといった形式的なものだけでなく、当該取引の実態から判断すべきであり、仮に申込みをした者、購入者又は役務の提供を受ける者が事業者であっても、これらの者にとって、「営業のために若しくは営業として」締結するものではない取引までも特商法が適用されないと解するのは相当でないといふべきである。

これを本件についてみると、前記認定事実に加え、証拠（甲５、７、９、乙２、１０、１１、被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、２階建ての自宅で１人暮らしをしており、年金を主な収入にしていること、本件リース物件である電話機を利用する以前は一般家庭用電話機を利用していたこと、被告の事務所の電話番号は自宅の電話番号と同じであったこと、本件リース物件である電話機を新たに導入しようと考えたのは、これまで使っていた一般家庭用電話機が故障したからであること、被告は、社会保険労務士として自宅で社会保険労務事務所を開業しているが、従業員は雇用しておらず、１人で業務をしていること、被告の平成１８年度における社会保険労務士業務による収入は５２万７７３６円にとどまり、所得は２９万０２０４円の赤字であること、本件リース物件である電話機には、内線ボタンが３０個装備され、複数の通話を同時に可能にするなどの機能があるが、そのような装備、機能は、被告が社会保険労務士としての業務を行う上で必要性に乏しいことが認められる。

これらの認定事実からすれば、被告は、社会保険労務士事務所を営んでいるものの、実態としては、社会保険労務士としての活動をほとんど行っておらず、その営業のためには、一般家庭用電話機で充分であり、本件リース物件の電話機のような高性能、多機能のものが必要ではなかったものといふべきである。

そうすると、本件リース契約が被告の社会保険労務士としての「営業のために若しくは営業として」締結されたものといふことはできない。

なお、証拠（甲４）によれば、被告は、本件リース契約申込の際に原告に差し入れた「電話機リース契約確認書」に本件リース物件が被告の営業のために利用する電話機等であることに異存がない旨を確認した旨の記載をしていることが認められるが、上記記載は、被告が「営業のために利用する」ということの趣旨を十分理解しないままにしたものである可能性もあるから、これによって、被告が本件リース契約を「営業のため若しくは営業として」締結したものと断定することはできない。

また、原告は、被告が有料で電話番号帳（タウンページ）に広告を掲載していることなどから、本件リース契約が「営業のため」に行われたものであると主張するが、上記認定のような被告の社会保険労務士としての営業の実態に照らせば、被告が電話帳にそのような広告を掲載していることが上記判断を左右するものとはいえない。

※参考条文

○特定商取引法（昭和五十一年法律第五十七号）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約又は役務提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供

二～八 （略）

2 以下（略）

事例7. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【31】

裁判例 平成 23 年 11 月 17 日 東京地裁 平 23(レ)26 号

出典 判タ 1380 号 235 頁

要旨 ◆権利能力なき社団である控訴人が、被控訴人経営の旅館の宿泊予約を取り消した際に被控訴人に支払った取消料について、被控訴人には上記取消料を受領する法律上の原因がない旨主張して、不当利得返還請求をしたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案において、控訴人と被控訴人との間では、控訴人が宿泊前日に本件予約を取り消した場合、本件取消料条項に基づき取消料を支払う旨の本件取消料合意が成立したと認められるとした上で、控訴人が「消費者」に該当し、本件予約は「消費者契約」に該当するとし、本件取消料合意のうち、「平均的な損害」を超える取消料の額を定める部分は無効となるとして、控訴人は消費者に該当し、本件予約は消費者契約に該当するとし、本件取消料合意のうち、平均的な損害を超える取消料の額を定める部分は無効となるとして、被控訴人の不当利得を一部認めて、請求を棄却した原判決を変更した事例

判示内容
法において、「法人その他の団体」が「事業者」に当たるとされているのは、「法人その他の団体」は、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているからである（法1条参照）。そうすると、<u>権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては、「消費者」に該当するものと解するのが相当である。</u>
これを本件についてみると、前記前提事実記載のとおり、<u>控訴人は大学のラグビークラブチームであり、その主要な構成員は大学生であるものと認められ、現に、控訴人の担当者であったBは、本件手配旅行契約締結当時大学生であったこと（甲12）からすると、控訴人は、事業者である被控訴人との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているとは評価できず、「消費者」（法2条1項）に該当するものと認められる。</u>

事例8. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【44】

裁判例	平成22年10月29日 東京地裁 平20(ワ)17540号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを運営する原告が、フランチャイジーである被告Y1において、一方的に店舗を閉鎖し、半額セールを実施した上、その売上金を支払うよう求めても応じなかったことなどから契約違反を理由に解除し、被告Y1及びその連帯保証人である被告Y2に対し、清算金、違約金及び損害賠償の支払を求めた事案において、原告の説明義務違反、経営指導義務違反など背信性の高い債務不履行行為によって被告Y1が先に解除したことによって原告との契約は終了しているとの被告Y1の主張を排斥するなどして、原告の請求を認容した事例

判示内容
(3) 本件契約に対する消費者契約法の類推適用の可否 次に、被告らが主張する消費者契約法9条1号、2号又は10条の類推適用による原告の請求権の一部無効の成否について検討するに、同法は、事業者と消費者との間の契約を規律するものであり（同法2条3項）、同法における「消費者」とは、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」と定義されている。 そうすると、<u>被告Y1は、コンビニエンスストアを自ら経営するために本件契約を締結した者として、事業のために契約の当事者となる場合に当たるから、同法2条1号の「消費者」には該当しないことになる。</u> <u>被告らは、被告Y1と原告との間には情報・交渉力について構造的な格差があるから、本件契約にも同法の趣旨を及ぼすべきであると主張するが、同法が「個人」であっても「事業として又は事</u>

判示内容
業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。」と明確に定めている以上、原告が株式会社で被告Y1が個人であることのみをもって同法の規定を類推適用すべきとすることは、同法の趣旨を没却するものといわざるを得ない。

事例9. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【5】

〔相談事例〕

ネット通販事業のホームページを立ち上げたばかりの個人
電話勧誘でSEO対策サービスを契約（ネット検索で上位にくるというサービス）
クレジットで3年間50万円程度の利用契約を締結
中途解約はできないと言われた。

事例10. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【8】

〔相談事例〕

個人事業主（菓子製造販売）
HP作成依頼
勧誘における説明で、誇大な効果を強調され契約締結（実際のところその効果に疑問有り、取り消したい）

事例11. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【15】

〔相談事例〕

母子家庭でマッサージ店を個人経営している零細事業者に対し、電話勧誘をして当初は「無料サービス」などといった形の契約を締結させた。
その1週間後に、支店長というものが来て、相談者はスマートフォンも持っていないのに、スマートフォンを利用した広告が大変効果的と述べ、「スマホでかざせばそこでポイントカードが取得できる。この端末を使えばお客さんが勝手に広めてくれる。機械が勝手に定期的にお客様に割引やメッセージを配信してくれる。使い方も簡単で（中略）雑務が減りお客様の施術に集中できます。」「本当なら初期費用10万円に月額3万9900円がかかるが、自分は支社長だから支社長の特権として初期費用を無料にするし、月2万8000円にする。アンケート代も2年間無料にする。その上ネットに乗せる写真撮影代は全て無料にして、モデル

を使っの撮影にします。さらに、今自分のたの顧客にもあなたの店のポイントカードを取得してもらいます。」などと話がされ、契約をした。そして、「ビジネスで成功する人はこういこと人に相談しないんですよ。もうちょっと後だとう特典も出来なくなりますし。」などと言い、決断を急がせた。

例によって、口頭の説明内容と実際には食い違いがあり、中途解約しようとしたところ、解約できないと言われた。契約書ではポイント端末機を 157 万 7550 円という極めて高額な金額で購入させられており、クレジットで分割払いをするという内容であった。

2. 情報提供義務

事例12. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【28】

裁判例	平成 24 年 1 月 12 日 京都地裁 平 22(ワ)3533 号
出典	判時 2165 号 106 頁
要旨	◆被告との間で携帯電話を利用する電気通信役務提供契約を締結した原告が、パソコンと接続して行うパケット通信方式によるインターネット通信サービスを 1 週間利用したところ、通信料金として約 20 万円を請求され、これを支払ったことから、本件契約の通信料金を定める条項中、本件サービスの利用時に通常予測する金額である 1 万円を超える部分は無効であるとして、既払通信料金のうち 1 万円を超える部分につき不当利得返還を求めるとともに、被告は通信料金の具体的説明義務若しくは通信料金高額化防止義務を怠ったとして、損害賠償を求めた事案において、本件契約中、いわゆるパケット料金条項は消費者契約法 10 条及び公序良俗に違反せず、また、パケット通信料金に関する被告の説明・情報提供義務違反も認められないとする一方、被告は、原告の通信料金が 5 万円を超過した段階における通信料金高額化の注意喚起をすべき義務を怠ったといえるとした上で、原告の過失を 3 割とする過失相殺をして、損害賠償として約 10 万円を認めた事例

判示内容
5 パケット通信料金に関する説明・情報提供義務違反の有無について (1) 被告が契約上の付随的義務として原告に対して負う説明義務・情報提供義務の内容 ア 本件契約においては、通信量に応じて通信料金が発生する料金制度が採られていることから、一定の通信を行った場合に、それに伴い発生する通信料金の額がいくらであるのかについては、原告が当該通信サービスの提供を受けるか否か、受けるとした場合にどの程度の量のサービスの提供を受けるのかを判断するのに極めて重要な影響を及ぼす事実である。したがって、被告は、本件契約上の義務として、原告が、各種通信サービスの提供を受けるか否かを決定することができるよう、当該サービスの提供を受けることを決定するまでの間に、原告に対し、適宜の方法により、当該通信サービスの利用により発生する通信料金について、わかりやすく説明する義務を負うというべきである。 イ また、前記認定のとおり、本件契約は被告の設けた定型的な契約の 1 つであるが、この定型的契約（以下、本件契約と同一内容の定型的契約を総称して「本件定型契約」という。）における通信役務の種類、内容は多種多様であり、利用者がいかなる内容、種類の通信を行うかにより、通信量及び発生する通信料金は大きく異なる。そして、利用者は、インターネット通信サービスの性質上、通信時において、当該通信に係る通信量を正確に把握することは困難であること等から、利用者が、当該通信により発生する通信料金につき十分な認識を有しないまま、通信サービスの利用を開始するおそれが多分にある。さらに、アクセスインターネットによるパケット通信は、PC サイトの情報量が携帯サイトと比較して大きいことから、通信内容如何によっては、短時間のうちに通信料金が高額となるおそれがある。そのうえ、被告は、本件携帯電話にアクセスインターネットの利用の際に必要なソフトウェアをインストールするための CD-ROM を同梱し、市販の USB ケー

判示内容
ブルを用いることにより、原告がアクセスインターネットを利用することのできる状態を作出している。そうすると、被告は、本件契約上の義務として、<u>原告がアクセスインターネットを利用することに先立ち、原告に対し、同サービスを利用することにより高額な料金が発生する可能性があることにつき、情報提供をする義務を負うと解するのが相当である。</u>

事例13. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【110】

裁判例	平成 18 年 6 月 12 日 最高裁第一小法廷 平 16(受)1219 号
出典	裁判集民 220 号 403 頁
要旨	◆顧客に対し、融資を受けて顧客所有地に容積率の上限に近い建物を建築した後にその敷地の一部を売却して返済資金を調達する計画を提案した建築会社の担当者に、建築基準法にかかわる問題についての説明義務違反があるとされた事例 ◆顧客に対し、建築会社の担当者と共に前記計画を説明した銀行の担当者には建築基準法にかかわる問題についての説明義務違反等がないとした原審の判断に違法があるとされた事例

判示内容
(1) 前記事実関係によれば、上告人は、本件各担当者の説明により、本件貸付けの返済計画が実現可能であると考え、被上告人 S ハウスとの間で本件建物の設計契約及び建築請負契約を締結し、被上告銀行から本件貸付けを受け、本件建物が建築されたところ、本件北側土地の売却により、本件建物は、その余の敷地部分のみでは容積率の制限を超える違法な建築物となるのであるから、上告人としては、十分な広さの隣接土地を本件建物の敷地として確保しない限り、本件北側土地を売却してはならないこととなり、また、本件北側土地を売却する場合には、買主がこれを敷地として建物を建築する際、敷地の二重使用となって建築確認を直ちには受けられない可能性があったのであるから、信義則上敷地の二重使用の問題を買主に明らかにして売却する義務がある以上、本件建物がない場合に比べて売却価格が大きく低下せざるを得ないことは明らかである。したがって、本件建物を建築した後に本件北側土地を予定どおり売却することは、もともと困難であったというべきである。 本件計画には、上記のような問題があり、<u>このことは、上告人が被上告人 S ハウスとの間で上記各契約を締結し、被上告銀行との間で本件貸付けに係る消費貸借契約を締結するに当たり、極めて重要な考慮要素となるものである。</u> したがって、<u>S ハウス担当者には、本件計画を提案するに際し、上告人に対して本件敷地問題とこれによる本件北側土地の価格低下を説明すべき信義則上の義務があったというべきである。</u>しかるに、S ハウス担当者は、本件敷地問題を認識していたにもかかわらず、売却後の本件北側土地に建物が建築される際、建築主事が敷地の二重使用に気付かなければ建物の建築に支障はないなどと

判示内容
して、本件敷地問題について建築基準法の趣旨に反する判断をし、上告人に対し、本件敷地問題について何ら説明することなく、本件計画を上告人に提案したというのであるから、Sハウス担当者の行為は、上記説明義務に違反することが明らかであり、被上告人Sハウスは、上告人に対し、上記説明義務違反によって上告人に生じた損害について賠償すべき責任を負うというべきである。これと異なる原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点に関する論旨は、理由がある。

事例14. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【113】

裁判例	平成 18 年 2 月 2 日 福岡地裁 平 17(ワ)121 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆全戸オーシャンビューとして購入したマンションが電柱及び送電線によって眺望が阻害されている場合、売主にマンションの眺望等に関する説明義務の違反があるとし、買主の売買契約の解除と損害賠償請求が認められた事例

判示内容
<u>建築前にマンションを販売する場合においては、購入希望者は現物を見ることができないのであるから、売主は、購入希望者に対し、販売物件に関する重要な事項について可能な限り正確な情報を提供して説明する義務があり、とりわけ、居室からの眺望をセールスポイントとしているマンションにおいては、眺望に係る情報は重要な事項といえることができるから、可能な限り正確な情報を提供して説明する義務がある</u>というべきである。そして、<u>この説明義務が履行されなかった場合に、説明義務が履行されていれば買主において契約を締結しなかったであろうと認められるときには、買主は売主の説明義務違反（債務不履行）を理由に当該売買契約を解除することができる</u>と解すべきである。 これを本件についてみると、原告は、本件マンションの販売の際、海側の眺望をセールスポイントとして販売活動をしており、被告もこの点が気に入って 5 階と眺望の差異がないことを確認して 301 号室の購入を検討していたのであるから、原告は、被告に対し、眺望に関し、可能な限り正確な情報を提供して説明すべき義務があったというべきである。そして、上記認定の事実（前記争いのない事実等(5)）によれば、301 号室にとって、本件電柱及び送電線による眺望の阻害は小さくないのであるから、原告は、本件電柱及び送電線が 301 号室の眺望に影響を与えることを具体的に説明すべき義務があったというべきであり、原告がこの説明義務を怠ったのは売主の債務不履行に当たるといえるべきである。 そして、本件電柱及び送電線による眺望阻害の程度、被告は眺望を重視し、301 号室と 501 号室のいずれかにするか決定する際、丙山から眺望には変わりがないとの説明を受けたので 301 号室に決

判示内容
めたものであることなどからすると、原告が上記説明義務を履行していれば、被告は 501 号室を購入して 301 号室を購入しなかったことが認められるから、被告は本件売買契約を解除することができるというべきである。

事例15. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【154】

裁判例	平成 14 年 2 月 22 日 東京地裁 平 12(ワ)28018 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆マンション居室の売買契約がマンションの建築前及び建築中に締結される場合には、売主及び販売代理人は、買主に対し、マンションの近くに変圧器付き電柱が存在すること、その内容、位置関係等について説明すべき信義則上の義務があるとされた事例

判示内容
電柱は、電線が地下に埋設されている一定の地域を除き、公道等に一定の間隔で設置されているものであるから、本件のように、特に都市型のマンションにあっては、周囲に電柱が配置されていることは容易に想像できるといえる。また、マンション購入者は、現地見分を行って購入するのが通常であるから、購入予定のマンションの近くに電柱等があり、マンションと電柱との位置関係や電柱の形状等を確かめて購入することが可能である。このようなことからすると、マンション販売業者に、常に、購入予定者に対し、電柱の存在を説明する義務があるとは解されない。 しかし、<u>マンションの居室の売買契約が、マンションの建築前若しくは建築中に締結されるようなときは、マンション購入者は、現場に臨んだとしても、購入する居室と嫌悪施設との位置関係を知ることは容易でないのであるから、これを知り得る立場にあるマンションの販売業者は、購入者に対し、嫌悪施設の存在、その内容、位置関係等をあらかじめ説明する信義則上の義務があると解するのが相当である。</u> これを本件についてみるに、前記認定のとおり、本件変圧器付き電柱は、本件建物のリビングルーム開口部から 4.3 メートル、バルコニー先端から 3 メートルという至近距離にあり、またその変圧器は、ちょうど本件建物のリビングルーム開口部あたりに位置し、それがため、本件建物のリビングルームの窓はふさがれたようになっていたこと、本件売買契約は、本件マンションの建築途中で行われ、当時本件マンションの工事現場周辺は囲いがされ、工事中の建造物にはシートがかぶされ、その外側から、購入する居室がどのあたりに位置するかは容易に知り得ない状況にあったことに照らすと、本件変圧器付き電柱は本件建物の居住者である原告にとって嫌悪施設に当たり、しかもこの嫌悪施設である本件変圧器付き電柱と本件建物の位置関係は、売買契約締結の段階では容易に知り得なかったのであるから、本件建物を販売した被告らは、本件売買契約締結前に、原告に

判示内容
対し、本件変圧器付き電柱が存在することを原告に説明する信義則上の義務（本件建物を販売した被告Y 1は売買契約上の、その代理人を務めた被告Y 2は不法行為上の）があったものというべきである。<u>しかるに、被告らは、原告に対し、本件建物を販売する前に、原告に対し、本件変圧器付き電柱が存在することを一切説明しなかったのであるから、この信義則に違反したものというべきである。</u> もともと、被告らも、本件変圧器付き電柱が本件建物の前面に位置することを知らなかったことが認められるが、<u>被告らは、本件建物を販売する者として、当然これを知りうる立場にあったのであるから、その存在を知らなかったからといって、この義務を免れるものではない。</u>

事例16. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【142】

裁判例	平成 15 年 9 月 19 日 横浜地裁 平 14 (ワ) 1669 号
出典	判時 1858 号 94 頁
要旨	◆前額部等の肝斑というシミの治療で形成外科等を専門とする医院でレーザー治療を受けた女性が、前額部左側が色素脱出、右側が炎症性色素沈着の状態になった場合に、診療契約は要素の錯誤により無効であるとして診療代金を支払う義務はないとし、医師には説明義務違反があるとして損害賠償請求が認容された事例

判示内容
原告のシミに対する治療は、主として審美的な観点から行われたものと認められるから、いわゆる美容医療の範囲に入るものといえることができる。<u>美容医療の場合には、緊急性と必要性が他の医療行為に比べて少なく、また患者は結果の実現を強く希望しているものであるから、医師は、当該治療行為の効果についての見通しはもとより、その治療行為によって生ずる危険性や副作用についても十分説明し、もって患者においてこれらの判断材料を前提に納得のいく決断ができるよう措置すべき注意義務を負っているというべきである。</u> 本件においては、原告のシミは肝斑であって、肝斑に対しては一般にレーザー治療は増悪の危険性がある無効あるいは禁忌とされているものであったから、仮に原告が当該治療を希望した場合であっても、A 院長はこれらの点を十分に説明し、原告自らが納得のいく決断をすることができるよう措置すべき注意義務を負っていたというべきである。 しかるに、A 院長は、原告に対し、原告のシミはレーザー治療一回できれいになり、副作用などの危険性もほとんどないなどと説明して、レーザー治療を勧め、肝斑に対するレーザー治療の危険性については全くといってよいほど説明をしなかったというべきである。その結果、原告は A 院長の説明及び勧誘に従って代金八〇万円でレーザー治療を受ける決断をしたものであるから、A 院長には上記の説明義務違反があったというべきである。したがって、本件のレーザー治療によって原

判示内容
告に損害が発生した場合には、被告は民法四四条の規定に基づきその損害を賠償すべき義務を負うことになる。 なお、A 院長がそのような説明義務を果たさなかったのは、そもそも同院長が原告のシミを肝斑と判断していなかったことによるものと考えられる。その意味では、被告クリニックは原告のシミについての診断を誤ったということができる。したがって、そのこと自身を過失ととらえることもできるが、原告は説明義務違反を請求根拠として主張しており、説明義務の局面で考えても同院長に説明義務違反があることは明らかであるから、本件では、<u>説明義務違反に基づき被告について不法行為に基づく賠償義務を認めることができる。</u>

事例17.平成 14 年 11 月 25 日 東京地裁判決

裁判例	平成 14 年 11 月 25 日 東京地裁 平 12(ワ)12836 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆未破裂脳動脈瘤のクリッピング手術を受けたところ、直後にくも膜下出血が生じて患者が死亡するに至るという医療事故において、クリッピング手術についての手技上の義務違反や止血措置をとることをしなかったことについての義務違反を理由とする損害賠償請求は認められなかったが、手術の危険性について医師による説明義務が尽くされなかったことにより、真に自己の意思によって手術を受けるか否かについて決定する機会が奪われたことによる慰謝料請求が認められた事例

判示内容
(2) ところで、患者は、自己の疾患につき、複数の治療法の選択がある場合、必要にして十分な説明を受けた上、自らの権利と責任において治療法を選択することができる利益を有するというべきであり、その利益は、当該患者にとって、自らの人生を真摯に決定することにつながるものであり、法的保護に値するものというべきである。 したがってまた、医師には、患者の身体への医的侵襲を伴う治療行為を行おうとする場合には、診療契約ないし信義則に基づき、患者に対し、患者が自らの意思により当該治療行為を受けるか否かを決定するために必要な情報、すなわち、患者が罹患している疾病の内容及び程度、患者に対してとられる診療及び治療の目的、方法及び内容、当該治療行為に伴う危険性等に関する情報を提供すべき義務（説明すべき義務）があるというべきである。 特に、本件で実施されたクリッピング手術は、開頭して頭蓋内を侵襲するという身体への侵襲の程度が大きく、上記(1)エのように死亡を含む何らかの合併症を伴う危険性を一定程度伴った手術であり、また、本件脳動脈瘤のような無症候性の未破裂脳動脈瘤は、同ウのように、放置していても直ちに破裂する可能性は必ずしも高くないし、同ア、ウ、オのように、一般に直ちにクリッピング

判示内容

手術を受けなければならない緊急性は小さいといえるから、本件脳動脈瘤のような無症候性の未破裂脳動脈瘤についてクリッピング手術を行おうとする医師は、患者が自らの意思によって同手術を受けるか否かを決定することができるよう、自ずと高度な説明義務を負っているというべきである。

以上の次第で、B医師は、Aに対し、クリッピング手術を受けることを勧めるに当たって、Aの罹患している疾病の内容、程度、クリッピング手術の目的、方法及び内容、クリッピング手術を行わなかった場合の予後の内容ないし見通しについてのみならず、クリッピング手術の危険性についても十分に説明を行い、Aにおいて、クリッピング手術を受けた場合とこれを受けずに放置した場合の予後、危険性等を適切に比較検討し、自らの判断でクリッピング手術を受けるか否かを決定するために必要な情報を提供すべき義務を負っていたものというべきである。

(3) そこで、本件においてB医師が具体的にどのような説明をしたかについてみるに、前記前提事実にて証拠（甲10、乙1の1（18の1）、19、証人Bの証言、原告X1本人尋問の結果）を併せると、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

B医師は、4日ころ、A及び原告X1に対し、MRI検査及び脳血管撮影の結果、左内頸動脈又はA1、A2ジャンクション部に未破裂の脳動脈瘤（本件脳動脈瘤）が認められたことを説明した上、これが破裂した場合、左前頭葉の下にあって大きいことから、くも膜下出血のみならず脳出血も起こし、重大な後遺症を引き起こすおそれが高く、死亡するに至ることもあること、未破裂脳動脈瘤の年間破裂率は2ないし3パーセントであると言われているが、これは一般論であり、本件脳動脈瘤のように10mm以上の大きさがあり、しかも表面がデコボコしている脳動脈瘤の場合には破裂率は更に高く、年齢を考えると、生涯のうちで破裂する危険性はかなり高いことを説明するとともに、被告病院に入院したきっかけとなった症状（意識障害等）と本件脳動脈瘤は無関係であると考えられるが、本件脳動脈瘤の破裂の危険性及び破裂した場合のことを考えると、この機会に本件脳動脈瘤の治療を受けることが勧められる旨説明し、脳動脈瘤の治療方法としては、開頭して脳動脈瘤の頸部に金属製のクリップをかける方法（クリッピング手術）と血管内手術といって脳動脈瘤をプラチナ製のコイルで埋め尽くして出血しにくくする方法があり、血管内手術は最近ポピュラーとなってきているが、Aの場合、MRI検査の結果、本件脳動脈瘤内に血栓があると思われることから、血管内手術は適しないと思われるので、クリッピング手術を受けることを勧める旨説明した。

そして、B医師は、本件脳動脈瘤はポピュラーな部位にあり、あまり手術の危険性は高くないが、疣（いぼ）を取るのとは違うので、開頭及びクリッピング手術にはそれなりの危険性があると説明した。クリッピング手術の危険性について、それ以上の説明はしなかった。

Aは、B医師から以上のような説明を受けて、本件手術を受けることを承諾した。

(4) 上記(3)の事実に基づいて検討するに、B医師は、A及び原告X1に対し、Aの罹患している本件脳動脈瘤がどういうものであるかということや、クリッピング手術を受けずにこれを放置した場合の予後、危険性、クリッピング手術の目的、方法及び内容については十分に説明したものの、クリッピング手術に伴う危険性については、疣（いぼ）を取るのとは違うのでそれなりの危険性が

判示内容
あるとのみ説明するだけで、この点につき数値を挙げるなどして具体的に説明することを怠っており、その説明は、全体としてクリッピング手術を受けずに本件脳動脈瘤を放置した場合の危険性を強調することに偏しているというべきである。このような説明では、Aにおいて、クリッピング手術を受けた場合の危険性とこれを放置した場合の危険性について十分に比較検討することができず、真に自らの意思によりクリッピング手術を受けるかどうかを決めることはできなかったというべきであるから、B医師は、上記(2)のような説明義務に違反したものというべきである。

事例18. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【9】

裁判例	平成 25 年 1 月 15 日 東京地裁 平 23(ワ)27349 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆原告が、探偵業を営んでいた被告から、探偵業を始めれば被告が仕事を紹介すること、探偵業が高収入であること等の説明を受け、自ら探偵業を営むことを決意して、被告との間で業務支援契約を締結し、また、探偵業のホームページ作成に係る委託契約を締結して、それぞれ金員を支払ったところ、被告の本件説明は事実と反していたとして、被告に対し、主目的に、不当利得の返還を求め、予備的に、被告の虚偽説明により契約締結についての判断を誤り、過大な費用を支払った等として、損害賠償を求めた事案において、被告は、探偵業の業務の実情や収入等につき十分に説明する信義則上の義務を負っていたところ、同義務を尽くさなかったとした上、本件ホームページ作成委託契約は、被告の説明義務違反の有無という観点から本件業務支援契約と一体といえるとして、本件各契約の締結に際して適切な説明をしなかったことによる被告の損害賠償責任を認めた上で、3割の過失相殺をし、請求を一部認容した事例

判示内容
原告は、昭和59年生の女性であり、幼稚園に勤めていた経験はあるものの、<u>本件契約当時、十分な社会経験を有していたとはいえず、探偵業を営むとすれば被告やA（ないしb株式会社）の支援を頼みにせざるを得ない状況にあった</u>というべきところ、他方で、<u>探偵業の実情を十分に理解していたことをうかがわせる事情は見当たらない</u>。なお、原告は、本件契約締結以前に、b株式会社との間で、託児所事業を共同で営むための出資をしていたが、これも当初の予定どおりに進展せず、紛争を生じていることは上記1(1)アのとおりである。 被告は、自らも本件契約と同様の業務支援契約を締結し、探偵業を営んでいたのであるから、<u>上記のような状況にあった原告との間で、探偵業の開始を前提とする本件契約を締結するに際しては、探偵業の業務の実情や収入などについて十分に説明する信義則上の義務を負っていた</u>というべきである

判示内容
・・・(中略)・・・ (2) しかしながら、本件契約締結時の社会状況等に鑑みれば、原告としても、被告やA（ないしb 株式会社）から一定の支援を受けることのみによって、直ちに、約半年間で300万円以上の収入を得ることは一般的に考えて困難であるということは気づき得たはずであるにもかかわらず、被告及びAの説明のみを信じて本件各契約を締結して多額の支出をした過失のあることは否定できない（なお、被告は、原告が探偵業務について積極的に営業活動しようとしなかったために収入を上げられなかった旨主張するところ、この主張には上記原告の落ち度の指摘も含まれているものと理解することができる。）。加えて、上記1(4)のとおり、本件各契約当時、被告が、Aの意向に沿った言動をとり、本件各契約によって原告から受領した金銭の大半をAに交付しているために実質的に利益を得ていないことに鑑みれば、当事者間の公平上、原告の損害の3割を原告に負担させるのが相当である。

事例19. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【18】

〔相談事例〕

携帯電話の機種変更をしようと思いショップに行った。スマートフォンを勧められ、同時にタブレットとWi-Fiルータを契約すると通信料が安くなると言われ、契約した。しかし、通信料は安くならず、機器代金も高額である。解約したい。

事例20. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【19】

〔相談事例〕

子どもと一緒にコンビニエンスストアに出かけ、買物を済ませて外に出るとキャンペーンでくじが引けると声をかけられた。子どもがやりたがったので引かせると、2等のウォーターサーバーが当たった。通常は年会費やレンタル料金がかかるが、それらが無料という。利用している知人も多く、温水も出るので子どものミルクを作るのに便利だと思い契約することにした。どの水にするか、何本ずつ届けるかは説明を受けて決めたが、子どもがぐずり出したので、代引き配達になる以外の説明は受けず、担当者に指示されるまま契約書に住所・氏名を書いて帰ってきた。

後日サーバーと水が届いた。契約書を確認すると、水が20日ごとの配達になっているとわかり驚いた。知人達は水が少なくなるとその度に注文すると聞いていたので、この会社もそうだと思いこんでいた。解約しようと思ったが、1年以内の解約はサーバーの引取り手数料として約5000円かかると書いてあった。解約時に発生する手数料や、配達間隔について説明を受けた覚えはない。まだサーバーは設置しておらず、水も未開封なので無条件で解約したい。

事例21. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【26】

〔相談事例〕

以前、電話で問い合わせたことのある結婚相手紹介サービス業者から、執拗な電話勧誘を受け、事務所に出席した。「年収1千万円以上のエリートと絶対結婚できる」と言われたこともあり、契約した。クーリング・オフや詳しいシステムの説明はなく、キャンペーン中で安くなると強調され、2日後に入会金を振り込んだ。その後、エリートは会員の一部だけであり、情報料や交際を申し込む場合には別途料金が必要であるなど、契約前の説明と違うことがわかった。騙だまされたと思い解約を申し出たら、解約手数料を請求された。全額返金してほしい。

事例22. 消費者契約法検討会報告書 相談事例【56】

〔ADR事例〕

中古自動車の保証範囲に関する紛争（平成25年第1回事案20）

●事案の概要

携帯サイトで中古車を探していたところ、相手方の販売するハイブリッド乗用車（以下、「本件自動車」という。平成15年式、走行距離82000キロ）に興味を持った。

相手方に問い合わせたところ、相手方から「事故車だが、エンジン部分の事故ではないので大丈夫だ」と言われ、対応もよかったので、本件自動車を89万円で購入した。

納車の際、保証に関する説明はなく、保証書も交付されなかった。納車から2カ月を経ないうちにエンジントラブルが発生した。本件自動車で帰宅し、車庫に入れようとした際に、突然警告灯がついてバックギアが入らなくなった。エンジンを切り、かけ直したところ、バックギアが入り、車庫に入れることができたが、エンジンが吹かせなくなり、ハイブリッドシステムの異常を知らせる警告灯が点灯したままとなった。

相手方のサイトには「3カ月保証」と記載されていたため、保証期間内であるとして修理を依頼したところ、ハイブリッド車のエンジンは保証適用外と言われた。そのような説明は受けておらず、そもそも保証書も交付されていないので、納得できない。地元のディーラーに修理見積りを依頼したところ、約86万円と言われた。

（なお、本手続への申請後、相手方は保証書を郵送してきたが、そこには手書きで「ハイブリッド車、修復歴有のため、ヒューズ、ランプ類のみの保証になります。」と記載されていた。）

なお、相手方は、サイト画面には「保証内容については販売店に確認してください」と記載してある等を主張した。

●ADR手続の結果

不調終了。

3. 契約条項の平易明確化義務

事例23. 消費者契約法検討会第4回沢田委員提出資料

ダイエット食品「スリムX」（仮称）の無料サンプル申込みに係る利用規約の例

*重要：（略）リスクフリーストライアルのご利用をお選びいただいた場合、ご注文時に送料・取扱手数料をご請求させていただきますのでご了承ください。ご注文を承ってから3日以内に商品が発送され（以下「初回発送」といいます）、10日以内にお手元に届く予定です。商品の単品・セット購入を選択された場合（以下「単品・セット購入」といいます）、お客様のクレジットカードには商品代金全額と送料・取扱手数料がご注文時に課金されます。定期お届けプログラム（以下、「本プログラム」）にご登録後、商品発送から14日以内（以下、「本トライアル期間」）に登録解除なさらなかった場合、本トライアル期間終了時に初回発送製品の代金がクレジットカードに課金されます。その後、トライアル期間の開始日から30日ごとに引き続きプログラム特典のA slim[仮称。ダイエット食品商品名。以下同じ。]をお楽しみいただけます。新しいA slimをお楽しみください。その後、翌月のA slimがお客様に送られ、ご注文代金（送料・手数料込み）を商品発送時に課金いたします。A slimを単品またはセットで1度だけ購入されたいお客様は、本プログラムに登録する義務はございません。なお、発送に日数を要する海外からのご注文に関しては、トライアル期間を7日間延長いたします。詳細は、「登録・お支払い請求および登録解除について」をご参照願います。お客様が商品の単品・セット購入をご利用になった場合、送料・取扱手数料に加え、A slimのご注文処理時に商品代金を請求されます。お客様が本プログラムに登録された場合、お客様のクレジットカードには、初回送料が課金されます。本手数料は、毎月発送されるA slimの初回発送分（略）の送料ならびに取扱手数料（以下「初回送料・取扱手数料」といいます）となります。初回送料・取扱手数料の支払いから14日後に、お客様は商品代金を請求されます。初回送料・取扱手数料が処理されると、お客様は本プログラムに登録され（以下「登録」といいます）、以下の条件に基づいて、毎月継続的にプログラム特典をお受取になることができます。

事例24. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【129】

裁判例	平成16年9月15日 東京地裁 平15(ワ)7057号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆火災保険契約者兼被保険者である原告が、保険者である被告に対し、保険契約の目的である建物等に火災が発生し全損になったと主張し、火災保険金の支払を求めた事

案につき、火災が原告の放火等、保険契約者側の故意、重過失又は法令違反によって生じたと推定することはできないとして、原告の請求を認容した事例

判示内容
(3) 次に、被告は、本件約款における「事故」の意義について、日常用語でいう事故であり、偶然性、すなわち、保険金請求者等の故意等に基づかないことをも含む趣旨であると主張する。 しかし、本件各契約と同じ損害保険である傷害保険においては、急激、偶然、外来などの文言が約款に定められているのに、本件約款にはその規定がないことを合理的に考えれば、「事故」という文言にそこまで読み込むのは困難であって、また、前記のとおり保険関係法規における「事故」の概念は日常用語とは異なるものであり、<u>更に、保険約款は保険会社側が自ら作成するものであるからそれが多義的で不明確である場合には保険契約者側に有利に解釈されるべきであるところ、本件約款は多義的というよりも素直に解釈すれば前記のとおりと解されるものであるから、本件約款を作成した保険会社側である被告の主張する合目的的な解釈は到底とりえない。</u>

※本件約款

○本件保険契約

建物及びその建物に収用された設備・什器等を保険の目的とする保険契約

○問題となる条項

第1条 当会社は、この約款に従い、次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害（略）に対して、損害保険金を支払います。

(1) 火災

(略)

第2条 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害または傷害に対しては、保険金（損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、傷害費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反

(略)

第31条 当会社は、保険契約者または被保険者が第26条（損害または傷害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

事例25. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【158】

裁判例 平成 9 年 3 月 18 日 秋田地裁 平 7(ワ)158 号
 出典 判タ 971 号 224 頁
 要旨 ◆積雪の重みで鶏舎の屋根が落下した事故は、店舗総合保険普通保険約款一条二項にいう「雪災」に当たるとして、保険金請求が認容された事例

判示内容
2 右の「雪災」の定義については、店舗総合保険普通保険約款に明示されていないし、必要にして十分な定義づけをすることも困難であるから、結局のところ、社会通念及び保険の目的にしたがって判断するよりほかない。 被告は、「雪災」とは、異常な気象状況（三〇年以上経験しなかったほど稀で極端な天候）によって生じた雪による災害であると主張するが、店舗総合保険普通保険約款上、「雪災」を右のように限定する条項はなく、保険事故として、「風害」と並んで「豪雪、なだれ等の雪災」が明記されている本件保険契約において（原告でも、台風被害の場合には三〇年に一度の台風に限定するような解釈はとっていないであろう。）、右約款の「雪災」の意味を右のように極めて限定して解さなければならぬ理由はない。この点をさらに敷衍すれば、証拠（甲第一五、第一六、乙第四、証人佐藤賢、原告代表者本人）及び弁論の全趣旨によれば、「雪災」の意味については、店舗総合保険普通保険約款及びパンフレットにその説明はなく、被告もこれといった明確なものを持ち合せておらず、実際に保険の勧誘及び契約を行う損害保険代理店にもその説明を行っていなかったこと、原告も、本件保険契約締結にあたって、損害保険代理店である A 有限会社の甲から雪で鶏舎が潰れたら保険金が支払われる程度の説明を受けただけであることが認められる。ところで、<u>一般に普通契約約款の作成にあたって、相手方が関与することはなく、相手方の意向が約款に反映されることはないから、約款の不明瞭な部分に関しては、作成者にその危険を負わせ、約款の作成者に不利に、相手方に有利に解釈されるべき</u>である。したがって、約款上まったく明記されていないにもかかわらず、「雪災」にあたる場合を、被告主張のように限定する解釈は受け入れることはできない。

○本件保険契約

建物及び家財等を目的とする店舗総合保険契約

○問題となる条項

「台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（こう水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪こう水を除きます。）によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が二〇万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。」

4. 消費者の努力義務

事例26. 消費者契約法検討会報告書 裁判例【141】

裁判例	平成 15 年 10 月 3 日 大津地裁 平 14 (ワ) 540 号
出典	ジュリ別冊 200 号 78 頁 (消費者法判例百選)
要旨	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案において、原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があるとし、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例

判示内容
4 争点3 (損害) について (2) なお、原告は、13年2月28日B校でCに本件講座の受講を申し込む際に、本件給付制度を利用して受講することを申し出ていない。したがって、少なくとも原告が、本件講座の受講申込みの際に、本件給付制度を利用して本件講座を申込みものであることを説明していたならば、Cが予約制を勧めることがなかった(乙2号証、証人Gの証言)ことから、<u>その点において消費者契約法3条2項の趣旨及び公平の見地から過失相殺をするのが相当であり</u>、本件説明義務の内容、損害の回避可能性などからは原告の上記(1)の損害額から2割を控除するのが相当である。従って、原告の損害は、24万円となる。